

令和 8 年矢板市議会定例会

第 4 1 1 回定例会議

提出議案説明書

令和 8 年 9 月

矢 板 市

提 出 議 案 説 明 書

令和 8 年矢板市議会定例会第 4 1 1 回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算 5 件、決算の認定 7 件、条例の一部改正 4 件、人事案件 2 件及びその他 2 件の計 2 0 件であります。

議案第 1 号 令和 8 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）については、歳入歳出にそれぞれ 7 億 7, 7 9 5 万 4 千円を追加計上し、予算総額を 1 7 8 億 9, 4 3 8 万 3 千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、財政管理費、財産管理費、地域安全活動推進事業及び選挙管理委員会運営費に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金等に係る経費を追加計上いたしました。

衛生費におきましては、環境衛生費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、森林経営管理事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、商業振興費、工業振興費及び観光費に係る経費を追加計上いたしました。

消防費におきましては、非常備消防活動費に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、一般管理費及び中学校一般管理費に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等につきましても、4 月の人事異動等による過不足の調整を行

いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金及び諸収入を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

議案第2号 令和8年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ8,455万9千円を追加計上し、予算総額を31億6,655万9千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金を追加計上し、歳出には、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を追加計上いたしました。

議案第3号 令和8年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ315万6千円を追加計上し、予算総額を33億7,205万6千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金を追加計上いたしまして、歳出には、総務費を追加計上し、保健事業費を減額いたしました。

議案第4号 令和8年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出において、営業費用を減額し、水道事業費用総額を7億8,802万7千円に補正しようとするものであります。

また、資本的支出において、建設改良費を追加計上し、資本的支出総額を5億2,820万円に補正しようとするものであります。

議案第 5 号 令和 8 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的支出において、営業費用を減額し、下水道事業費用総額を 7 億 2, 3 1 2 万 9 千円に補正しようとするものであります。

また、資本的支出において、建設改良費を減額し、資本的支出総額を 4 億 6 9 1 万 7 千円に補正しようとするものであります。

議案第 6 号から議案第 1 2 号までの 7 議案については、令和 7 年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算の認定についてであり、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、それぞれ議会の認定に付するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（決算）

第 2 3 3 条 第 1 項及び第 2 項省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 省略

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

以下省略

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（決算）

第 3 0 条 第 1 項から第 3 項まで省略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（カッコ内省略）に付さなければならない。

以下省略

議案第 13 号 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、地方自治法施行規則の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号 矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、家畜伝染病予防法の一部が改正されたことなどに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号 矢板市行政財産使用料条例の一部改正については、泉小学校及び片岡小学校の各体育館への空調設備設置に伴い、2 校についての設備使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 16 号 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 17 号 教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員会委員であります池田光代氏が、令和 8 年 9 月 30 日をもって任期が満了になりますので、後任の委員に、矢板市■■■■石崎五百子氏を任命することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（任命）

第4条 第1項省略

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります和田孝男氏が、令和8年9月30日をもって任期が満了になりますので、後任の委員に、矢板市■■■■富川成美氏を選任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 第1項及び第2項省略

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

以下省略

議案第19号 令和7年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和7年度矢板市水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第32条 第1項省略

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の

定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

以下省略

議案第20号 令和7年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和7年度矢板市下水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。

